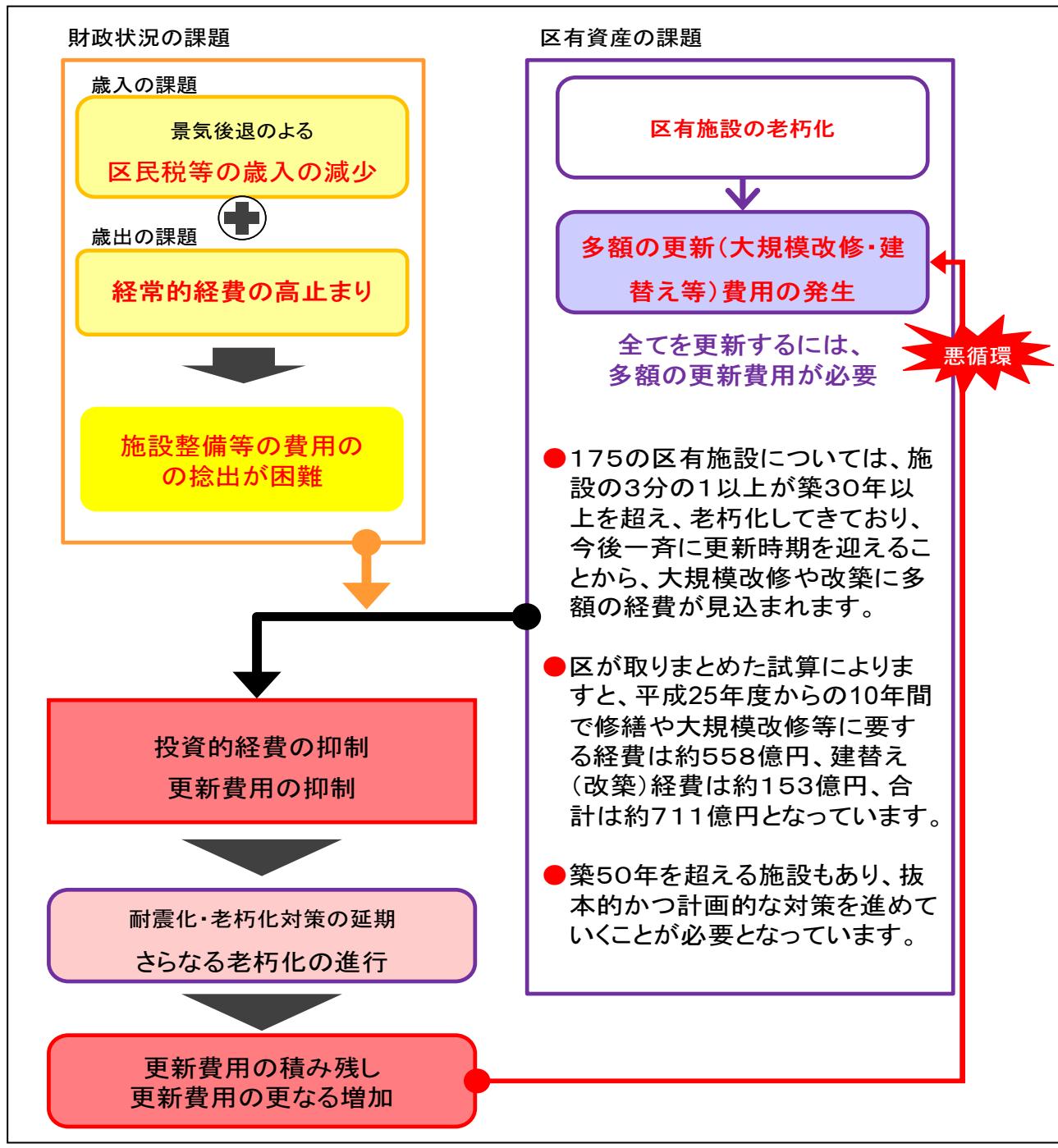


第5章 区有施設見直しの進め方

第5章 区有施設見直しの進め方

1 区有施設の課題

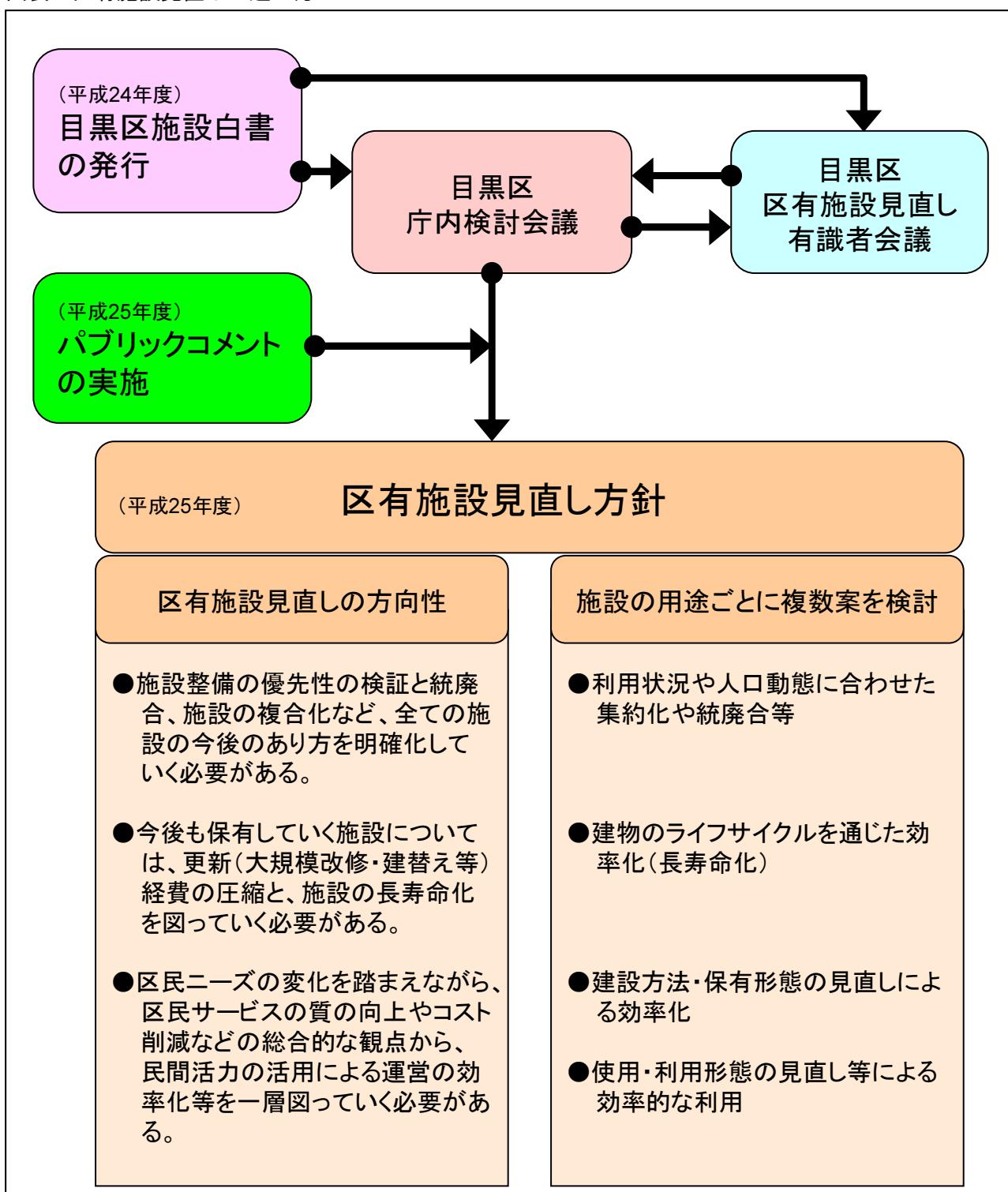


- 平成26年3月を目指して、区有施設見直し方針を策定する必要がある。
- 今後の財政状況下で、計画的に区有施設を更新していく必要がある。

2 区有施設見直しの進め方

施設白書の作成後は、将来を見据えた上で、中長期的かつ総合的な視点から区有施設のあり方を検討していく必要があります。区有施設の実態及び課題等に係る白書の内容、及び「目黒区区有施設見直し有識者会議」の意見を踏まえ、平成26年3月に「区有施設見直し方針」を策定し、今後の区有施設のあり方等の改善の方向性を示します。

図表 区有施設見直しの進め方



【用語集】

普通会計	総務省が定める基準による統計上の会計。 目黒区では一般会計と用地特別会計を合算し、両会計間の重複や介護サービス事業費などを控除したもの。
投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など区の施策として行うものも含まれる。
行政財産	区が行政サービスを行うことを目的として保有している財産（土地・建物）。
普通財産	行政財産以外の財産。 特定の行政サービスを行っていない土地・建物。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は1981年（昭和56年）に法改正された基準。
大規模改修	各部位の耐用年数あるいは劣化状況に応じ、建物を構成する複数の部位を同時かつ全面的に改修工事。
事務事業	区が施策目的を実現するための日々の業務。
建物総合評価	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法。 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
バリアフリー	高齢者や障害者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策。 建物のバリアフリー対応として、車いす使用者用トイレやエレベーターの設置、スロープの設置等がある。
稼働率	施設の利用度合いを示す指標。 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。
トータルコスト	人件費や事業費等の事業運営にかかるコストや光熱水費、各所修繕費等の施設にかかるコスト、減価償却相当額等、行政サービスにかかる全ての費用。
事業運営にかかるコスト	その施設で行われている事業費、事業にかかる消耗品等のコスト。
施設にかかるコスト	行政サービスが行われている施設を維持管理していくために必要なコスト。 人件費、光熱水費や各所修繕費、清掃・警備等の委託費、賃料等。
各所修繕費	窓ガラスの破損等軽微な修繕にかかるコスト。

減価償却相当額	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な公会計（現金主義会計）では用いない手法。本白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。区では区民施設やスポーツ施設、保育園等の運営に導入している。

目黒区施設白書

主要印刷物番号

24-38

平成25年3月発行

発行　　目黒区
編集　　目黒区 企画経営部 施設改革課
　　　　東京都 目黒区 上目黒 2丁目 19番 15号
　　　　電話 (03) 5722-9037 (直通)

作成委託　　(株) ファインコラボレート研究所